

呉市からのお知らせ


市内の「中古住宅」や「新築住宅」を取得される方を対象に支援事業を行っています

※土砂災害特別警戒区域内の住宅は除きます。




移住・定住促進

◆移住希望者※1の方へ

事業名	事業内容	補助額
移住希望者住宅取得支援事業	<p>◆基本額 市外からの移住希望者※1が、「一戸建ての中古住宅」を購入し、居住する場合、購入費の一部を補助 ※過去3年間、呉市に居住実態のない世帯に限る。</p> <p>■加算額 移住希望者が、 □新婚世帯※2又は子育て世帯※3 □親世帯と近居※4、 □島しょ部※5又は居住誘導区域内※6への移住の場合、補助額を加算</p>	<p>◆基本額 購入費の1/2 上限50万円</p> <p>■加算額 □新婚・子育て世帯 30万円 □親世帯と近居 10万円 □島しょ部又は居住誘導区域内への移住 10万円</p> <p>最大100万円</p> 

◆市内の新婚・子育て世帯の方へ(結婚・出産予定の方も対象)

事業名	事業内容	補助額
新婚・子育て世帯定住支援事業	<p>◆基本額 呉市在住の、新婚世帯※2又は子育て世帯※3が、「一戸建ての中古住宅」を購入し、居住する場合、購入費の一部を補助</p> <p>■加算額 □親世帯と近居※4 □居住誘導区域内※6の場合、補助額を加算</p>	<p>◆基本額 購入費の1/2 上限30万円</p> <p>■加算額 □親世帯との近居 10万円 □居住誘導区域内 10万円</p> <p>最大50万円</p> 

◆新婚・子育て世帯の方へ(結婚・出産予定の方も対象)

事業名	事業内容	補助額
新婚・子育て世帯まちなか定住促進事業	<p>◆基本額 新婚世帯※2又は子育て世帯※3が、居住誘導区域内※6で「高い省エネ性能を有する新築住宅」や「耐震基準を満たす中古集合住宅」を取得し、居住する場合、取得費の一部を補助</p>	<p>◆基本額 □移住希望者※1 50万円 □市内在住者 30万円</p>

- ※1 移住希望者：申請日から起算して3年を遡った日までに本市の住民基本台帳に記録されたことがないもの
- ※2 新婚世帯：婚姻日から3年以内又は3月末までに婚姻する予定で、かつ夫婦ともに40歳未満の世帯
- ※3 子育て世帯：中学生以下の子どもがいる世帯(出産予定等を含む。)
- ※4 親世帯と近居：親世帯と同じ小学校区内、又は直線距離2km圏内に居住する場合
- ※5 島しょ部：音戸・倉橋・下蒲刈・蒲刈・豊浜・豊地区
- ※6 居住誘導区域内：呉市立地適正化計画で定められた区域

補助要件 ●5年以上、呉市へ定住すること ●自治会へ加入すること ●市税の滞納がないこと
●暴力団員でないこと など

市内の空き家の家財道具処分をする方や危険建物の除却処分する方を対象に支援を行っています。

空き家の利活用・除却促進

◆空き家の売却又は賃貸を検討している方へ

事業名	事業内容	補助額
空き家家財道具等処分支援事業	◆空き家の家財道具等の搬出、処分に係る経費を補助	◆経費の1/2 上限10万円

【補助要件】

- 補助金交付後3年以上、呉市空き家バンクへの登録又は宅地建物取引業者との売買・賃貸仲介契約を締結すること
- 市税の滞納がないこと
- 暴力団員でないこと など

◆危険空き家の除却を検討している方へ

事業名	事業内容	補助額
危険建物除却促進事業	◆危険建物の除去工事費にかかる経費を補助	◆基本額 経費の30%以内 上限30万円 ■加算額 <input type="checkbox"/> 無接道敷地該当 上限20万円 最大50万円

【補助要件】

- 危険建物と認定された空き家 など



ご注意ください

【移住定住促進】

- ※補助は予算の範囲内で先着順に行います。
- ※交付申請は、必ず住宅の取得日（所有権移転登記完了日）までに行ってください。
- 取得日後の交付申請は補助対象外となります。

【空き家の利活用・除却促進】

- ※補助は予算の範囲内で先着順に行います。
- ※空き家家財道具等処分支援事業は、12月15日までかつ家財道具等の処分前に交付申請を行ってください。
- ※危険建物除去促進事業は、9月30日までかつ工事前に交付申請を行ってください。

お問い合わせ先

呉市都市部住宅政策課

☎ 0823-25-3394 ✉ zyutaku@city.kure.lg.jp

〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号 呉市役所5階

ホームページ URL : <http://www.city.kure.lg.jp/soshiki/46/>

